「日本博」イノベーション型プロジェクト　誓約書

令和 　　年 　　月 　　日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所 | 〒 | |
| 組織・団体名 |  | |
| 代表者役職 |  | |
| 代表者名 |  | 印 |

私は「日本博」イノベーション型プロジェクトの補助金交付要望の責任者として、下記の事項について誓約し、同意のうえ交付要望書のとおり応募いたします。

記

1.　本プロジェクトの実施主体は、以下のいずれにも該当する者ではありません。

(１) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第８条第２項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員

(２) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条第６号に規定する暴力団員

(３) (１)及び(２)に掲げる者から委託を受けた者並びに(１)及び(２)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員

(４) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に規定する営業を行う者

ただし、特に文化振興等に資すると認証組織が判断した場合はこの限りではない

(５) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(６) 税法違反（法人税法（昭和40年法律第34号）違反、所得税法（昭和40年法律第33号）違反、地方税法（昭和25年法律第226号）違反（法人事業税、個人事業税））がある者

(７) 政治団体若しくはこれらに類する者

(８) 前各号に掲げるほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者

2. 前項に反した場合には、採択の取消を受けることがあることに同意し、当該取消決定を受けた場合には、これに異議を述べず、決定に従います。また、前項の違反により、文化庁及び独立行政法人日本芸術文化振興会が損害を被った場合には、その一切を直ちに賠償するものとします。

3.　「日本博」イノベーション型プロジェクトへの応募を行うにあたり、文化芸術振興費補助金（日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業）交付要綱、募集案内、ロゴマーク使用規定の内容を理解し、これを遵守することを誓約します。

4. 情報の取扱いについて

交付要望書等に記入した情報は、別途公表するプライバシーポリシーに従って、文化庁及び独立行政法人日本芸術文化振興会が「日本博」の運営及び関連情報の連絡の目的に利用することに同意します。

以上